

## 給与関係閣僚会議議事要旨

開催日時：令和7年8月7日（木）（構成員全員による持ち回り開催）

議事内容：

### ○林内閣官房長官（議長）

- ・ 本日、人事院から職員の給与改定等に関する勧告が行われたことを踏まえ、国家公務員の給与の取扱い等を協議するため、給与関係閣僚会議を開催します。

### ○平国家公務員制度担当大臣

- ・ 今回の給与勧告は、民間給与の実態を反映し、月例給・ボーナスとも昨年に引き続き引上げ勧告となりました。
- ・ 政府としては、人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢に立って、国政全般の観点から給与関係閣僚会議において検討を進め、早急に結論を出す必要があると考えます。
- ・ また、特別職の国家公務員の給与の取扱いについても検討してまいります。

### ○加藤財務大臣

- ・ 今回の人事院勧告を実施した場合における給与改定の所要額は、一般会計で約3,120億円、特別会計で約790億円となり、重複分を差し引いた純計は、約3,340億円となります。
- ・ 財政当局として、人事院勧告を尊重するという基本姿勢には変わりありません。  
一方で、金利のある世界において、今後とも、わが国経済・財政に対する市場からの信認を確実なものとするのが重要であり、経済再生を進める中で、財政健全化に取り組み、両立を図っていく必要があります。
- ・ その中で、人件費についても、厳しい財政事情のもと聖域なく見直すことが必要であり、業務マネジメントを通じた超過勤務縮減等に着実に取り組むとともに、既存体制の厳しい見直し等に努めなければなりません。  
また、今般の勧告は、公務全体の人材確保の観点から官民給与比較手法の見直しを含むものとなっています。  
今般の勧告の取扱いについては、その内容が真にこうした目的の達成に資するものとなっているかという観点や先程申し上げた人件費全体のあり方も含め、慎重に検討を行っていく必要があると考えております。

### ○村上総務大臣

- ・ 地方公務員の給与につきましては、地方公務員法の定めるところにより、国家公務員の給与等を考慮して決定すべきものであり、本年度の地方公務員の給与改定については、このような考え方に立って対処するものと考えております。
- ・ また、地方公共団体における適正な定員管理や給与の適正化につきましても、これを引き続き推進してまいりたいと考えております。

### ○福岡厚生労働大臣

- ・ 本年の人事院勧告については、現下の経済・雇用情勢を踏まえ、様々な角度から真剣かつ慎重な検討が加えられ、出されたものであると認識しています。
- ・ 私としては、労働基本権制約の代償措置である人事院勧告制度を維持・尊重する立場に立って、勧告どおり実施すべきであると考えます。

○赤澤内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）

- ・ 我が国経済は、春季労使交渉において2年連続で5%を上回る賃上げ率を達成したほか、国内の設備投資額も過去最高を更新するなど、30年続いたコストカット型経済は終焉を迎えつつあります。
- ・ こうした中、2029年度までの5年間で、日本経済全体で年1%程度の実質賃金上昇をノルムとして定着させるとともに、最低賃金を着実に引き上げ、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向けて、中小企業・小規模事業者の賃上げを促進するため、価格転嫁・取引適正化、生産性向上、事業承継・M&Aによる経営基盤強化及び地域で活躍する人材の育成と処遇改善の取組を進めることとしております。
- ・ 今回の人事院勧告の内容は、こうした動きと整合的なものであり、「賃上げを起点とした成長型経済」の実現に寄与するものと考えます。
- ・ このため、政府としては、国家公務員給与について、今回の人事院勧告の趣旨を尊重し、適切に対応をしていくべきであると考えます。

○林内閣官房長官（議長）

- ・ 国家公務員の給与等の取扱いについて、関係閣僚から御意見をいただきました。人事院勧告制度を尊重するとの基本姿勢の下、国家公務員の人材確保の重要性も踏まえ、更に検討を進めていただきたいと存じます。

以 上